○農林水産省告示第二千六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県大月市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百六十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十七年十二月三日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山口市小郡上郷字二又川東一二〇七番から同市小郡上郷字穴ケ峠一一九〇番三まで	前	最大 二六五 最小 三四	七一三
	後	最大 二六八 最小 三九	

○国土交通省告示第千百六十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月三日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中国縦貫自動車道	山口市小郡上郷字二又川東一二〇七番から同市小郡上郷字穴ケ峠一一九〇番三まで	平成二十七年十二月四日十時

○農林水産省告示第二千六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

楠井谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する水路のうち、その接している区間の水路敷

和歌山県日高郡みなべ町大字高野

字大家垣内　一三三〇番及び一三三〇番一

一三三一番及び一三三一番一

字楠山　一五〇三番

一五〇四番一及び一五〇四番二

一五〇五番から一五〇七番まで

一五〇八番一及び一五〇八番二

一五〇九番及び一五〇九番一

一五一〇番一及び一五一〇番二

一五一一番及び一五一一番一

一五一二番及び一五一三番

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井の口谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県有田郡有田川町大字井口

字光明寺　一九四番一　一号

一九四番三　二号

字奥ノ森　三六三番一　三号

三七二番一　四号

三六四番　五号

三七六番三　六号

三六四番一　七号

○国土交通省告示第千百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

第二田ノ浦川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

大分県大分市大字神崎

字峰　二六〇七番及び二六〇八番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

大分県大分市大字神崎

字峰　二六〇九番　一号及び二号

二六〇六番二　三号及び四号

二六〇八番　五号及び六号

二六一〇番　七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岳本川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（昭和六十三年建設省告示第千九百七十四号で指定した同号十に掲げる土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第七百五十五号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

大分県由布市湯布院町大字川上

字重見　一二七二番　一二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

福良川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（昭和六十三年建設省告示第千九百七十四号で指定した同号十に掲げる土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第七百五十五号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

大分県由布市湯布院町大字川上

字重見　一二七二番三　一号及び三号

一二七二番一　二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

福良川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県津久見市大字網代

字坂田　一〇二四番一　一号

一〇三九番　二十六号

一〇三五番　二十八号

一〇三六番　二十九号

一〇三三号　三十号

一〇三二号　三十一号

一〇三一番　三十二号

一〇三〇番　三十三号

一〇二九番　三十四号

一〇二五番　三十五号

一〇二五番　三十六号